

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法第24条に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、学校保健安全法第24条に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯田市教育委員会

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法第24条に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務など
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム、(2)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)学校保健安全法第24条に関する事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表40の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項(42、125の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」を含む項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」が含まれる項(63の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯田市教育委員会学校教育課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市教育委員会学校教育課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティの研修の受講を義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	I . 1. ②	学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	「学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務」の後に「など」を加える。	事後	
平成28年12月21日	I . 5. ②	学校教育課長 櫻井毅	学校教育課長 林保彦	事後	
平成28年12月21日	II . 1	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月21日	II . 2	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年10月13日	I . 5. ②	学校教育課長 林保彦	学校教育課長 北原康彦	事後	
平成29年10月13日	II . 1	平成28年12月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年10月13日	II . 2	平成28年12月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I . 5. ②	学校教育課長 北原康彦	学校教育課長	事後	
令和1年5月31日	II . 1	平成29年10月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 2	平成29年10月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV		様式変更に伴い追記	事後	
令和8年3月31日	I . 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第23条	番号法第9条第1項 別表40の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第23条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I. 4. ②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): (26,87項) (情報照会の根拠): (38項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (19,44条) (情報照会の根拠): (24条)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」を含む項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「学校保 健全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項(42、125の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」を含む項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「学 校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」が含まれる項(63の項)</p>	事後	
令和8年3月31日	II. 1、II. 2	令和1年5月1日 時点	令和8年3月31日 時点	事後	
令和8年3月31日	IV8人手を介在させる作業	—	新規記載	事後	様式改訂
令和8年3月31日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	—	新規記載	事後	様式改訂